

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿</p> <p>(4) リスク管理態勢</p> <p>金融商品取引業者等（投資助言・代理業を除く。）は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金融商品取引業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。</p> <p>[具体的対応例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの算定を、日々、適切に行うことにより業務内容に合ったリスク管理態勢を確立し、適正な自己資本規制比率が維持されているかを検証する。 ・市場リスクは、保有有価証券の価格、金利、為替など、様々な要因により変動し得るものであり、保有ポジションを正確に把握した上で適切なリスク許容額やポジション枠等を設定、管理する。 ・取引先リスクは、取引先が義務を履行しないことにより損失を被るリスクであり、新商品・新規業務導入時を含め取引の相手方への与信相当額を正確に把握するとともに、十分な社内検証を実施する。 ・事務リスクは、全ての業務に生じ得るリスクであり、各業務におけるリスクの種類や所在の明確化を図り、これを軽減するための具体的な方策を講じる。 ・システムリスクは、円滑な業務遂行を実現するとの観点から、 	<p>I 基本的考え方</p> <p>2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿</p> <p>(4) リスク管理態勢</p> <p>金融商品取引業者等（投資助言・代理業を除く。）は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金融商品取引業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。</p> <p>[具体的対応例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの算定を、日々、適切に行うことにより業務内容に合ったリスク管理態勢を確立し、適正な自己資本規制比率が維持されているかを検証する。 ・市場リスクは、保有有価証券の価格、金利、為替など、様々な要因により変動し得るものであり、保有ポジションを正確に把握した上で適切なリスク許容額やポジション枠等を設定、管理する。 ・取引先リスクは、取引先が義務を履行しないことにより損失を被るリスクであり、新商品・新規業務導入時を含め取引の相手方への与信相当額を正確に把握するとともに、十分な社内検証を実施する。 ・事務リスクは、全ての業務に生じ得るリスクであり、各業務におけるリスクの種類や所在の明確化を図り、これを軽減するための具体的な方策を講じる。 ・システムリスクは、円滑な業務遂行を実現するとの観点から、

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p>システムの安全かつ安定的な稼動は重要であるとの認識のもと、導入に際しての方針、メンテナンス、障害や災害時の対応など、適切なリスク管理を行うための態勢を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・その他、業務の運営上内在するリスク（資金繰りリスク等）を把握して適切にコントロールするとともに、これを継続的に評価、見直しを行う態勢を整備する。・（投資運用業を営む場合にあっては）投資者に対する最良の運用を怠ることが法令等違反に繋がるおそれがあることを十分認識し、運用リスクの適切な管理態勢を構築する。・いわゆる「金融コングロマリット」を構成するなど、企業グループの一員と位置付けられる金融商品取引業者においては、グループ化に伴い発生する特有のリスクを認識し、財務の健全性への影響を把握するとの観点から、金融商品取引業者のグループ会社が抱えるリスクの実態把握に努めるなど、適切なリスク管理態勢を整備する。	<p>システムの安全かつ安定的な稼動は重要であるとの認識のもと、導入に際しての方針、メンテナンス、障害や災害時の対応など、適切なリスク管理を行うための態勢を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・その他、業務の運営上内在するリスク（資金繰りリスク等）を把握して適切にコントロールするとともに、これを継続的に評価、見直しを行う態勢を整備する。・（投資運用業を営む場合にあっては）投資者に対する最良の運用を怠ることが法令等違反に繋がるおそれがあることを十分認識し、運用リスクの適切な管理態勢を構築する。・大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループにおいては、適切な経営管理の下、グループ化に伴い発生する特有のリスクを認識し、財務の健全性への影響を把握した上で、グループ・ベースでの包括的かつ実効的なリスク管理態勢を整備する。
<p>3. 検査マニュアル</p> <p>金融商品取引業者等に対する検査に際しては、上記あるべき姿等を踏まえて実施することとなるが、金融商品取引業務の複雑化・多様化や検査対象の大幅な増加等に対応するため、これらの状況を検査官が検証するためのツールとして「検査の手引書」は引き続き有効と考えられる。このため、証券取引法の改正（金融商品取引法の実施）に併せ、別添のとおり、検査マニュアルを改訂するものである。</p> <p>なお、検査対象先の業務内容等に応じた検査官の創意工夫は欠かせな</p>	<p>3. 検査マニュアル</p> <p>金融商品取引業者等に対する検査に際しては、上記あるべき姿等を踏まえて実施することとなるが、金融商品取引業務の複雑化・多様化や検査対象の大幅な増加等に対応するため、これらの状況を検査官が検証するためのツールとして「検査の手引書」は引き続き有効と考えられる。このため、証券取引法の改正（金融商品取引法の実施）に併せ、別添のとおり、検査マニュアルを改訂するものである。</p> <p>なお、検査対象先の業務内容等に応じた検査官の創意工夫は欠かせな</p>

<p>いものであることは言うまでも無い。</p> <p>検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目を記載している。</p> <p>「態勢編」は、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を例示したものである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者等において、確認項目に記載された対応がなされていない場合であっても、規制業種の種類や業務内容等により、金融商品取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながら管理態勢を整備しているものと考えられることから、必要な内部統制が働くような態勢が整備されていることについて十分な説明を求める必要がある。</p> <p>また、態勢が整備されていれば問題ないとするものではなく、これによるチェック機能が働くことで日常業務の適切性を堅持することが重要であることから、「業務編」では、検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目を記載している。</p> <p>実際の検査は、検査対象先の業務内容や組織等に応じて検査官の担当を分担した上で実施することとなるため、態勢が弱い部分に係る業務の適切性を重点的に検証する、あるいは不適切な業務の原因を究明するため管理態勢を精査するなど、各検査官が相互に連携を図りながら効率的かつ効果的に検証する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、検査を実施するに当たっては、検査対象先の業務内容等を正確に把握した上で、これに適合した効率的かつ効果的な検証を行うための工夫を行うことが必要であり、検査マニュアルどおりの機械的、画一的な検証に陥らないよう留意するとともに、深度ある検査を実</p>	<p>いものであることは言うまでも無い。</p> <p>検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目を記載している。</p> <p>「態勢編」は、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を例示したものである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者等において、確認項目に記載された対応がなされていない場合であっても、規制業種の種類や業務内容等により、金融商品取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながら管理態勢を整備しているものと考えられることから、必要な内部統制が働くような態勢が整備されていることについて十分な説明を求める必要がある。</p> <p>また、態勢が整備されていれば問題ないとするものではなく、これによるチェック機能が働くことで日常業務の適切性を堅持することが重要であることから、「業務編」では、検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目を記載している。</p> <p>実際の検査は、検査対象先の業務内容や組織等に応じて検査官の担当を分担した上で実施することとなるため、態勢が弱い部分に係る業務の適切性を重点的に検証する、あるいは不適切な業務の原因を究明するため管理態勢を精査するなど、各検査官が相互に連携を図りながら効率的かつ効果的に検証する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、検査を実施するに当たっては、検査対象先の業務内容等を正確に把握した上で、これに適合した効率的かつ効果的な検証を行うための工夫を行うことが必要であり、検査マニュアルどおりの機械的、画一的な検証に陥らないよう留意するとともに、深度ある検査を実</p>
--	--

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p>施するとの観点から、検査マニュアルの確認項目を悉皆的に検証するなどの対応は慎む必要がある。</p> <p>また、検証した結果の評価に当たっては、常に法律の目的等に照らして判断を行うという姿勢が求められることとなる。</p> <p>検査マニュアルは、前出のとおり「検査の手引書」として検査官が活用することを目的として策定したものであるが、検査対象先においても、金融商品取引業者等としての公共性や社会的責任を認識の上、信頼保持に向けた社内体制の構築や社内チェックの参考として活用できるものと考えられる。</p> <p>なお、検査マニュアルは、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）、登録金融機関及び投資法人を対象としており、その範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に渡ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。</p>	<p>施するとの観点から、検査マニュアルの確認項目を悉皆的に検証するなどの対応は慎む必要がある。</p> <p>また、検証した結果の評価に当たっては、常に法律の目的等に照らして判断を行うという姿勢が求められることとなる。</p> <p>検査マニュアルは、前出のとおり「検査の手引書」として検査官が活用することを目的として策定したものであるが、検査対象先においても、金融商品取引業者等としての公共性や社会的責任を認識の上、信頼保持に向けた社内体制の構築や社内チェックの参考として活用できるものと考えられる。</p> <p>なお、検査マニュアルは、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）、<u>指定親会社</u>、登録金融機関及び投資法人を対象としており、その範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に渡ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。</p> <p>(削除)</p>
<p>II 確認項目</p> <p>金融商品取引業者等に対する検査に際しては、検査対象先の業務内容、規模、組織体制等に応じた検査官の自由な発想に基づく創意工夫が欠かせないものであるが、金融商品取引業者等のあるべき姿を踏まえた管理態勢</p>	<p>II 確認項目</p> <p>金融商品取引業者等に対する検査に際しては、検査対象先の業務内容、規模、組織体制等に応じた検査官の自由な発想に基づく創意工夫が欠かせないものであるが、金融商品取引業者等のあるべき姿を踏まえた管理態勢</p>

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

及び業務運営状況の適切性を検証するための検査官の「手引書」として、以下のとおり確認すべき項目を記載した。

検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではなく、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものである。

実際の検査に際しては、「証券検査に関する基本指針」に記したとおり、効率的かつ効果的な検査の実施が求められるため、検査マニュアルの各項目を機械的、画一的に検証することのないように留意すべきである。

また、検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。

なお、検査マニュアルに記載した用語の定義等は以下のとおり。

(1)～(19) (略)

(新設)

(20) 自己資本規制比率を管理する者は、リスク管理部門への所属や経理部門等からの独立を想定するものではない。

(21) · (22) · (23) (略)

II－1－2 態勢編・第一種金融商品取引業者

3. 自己資本規制関連リスクの管理態勢

(3) 自己資本規制比率の管理状況

及び業務運営状況の適切性を検証するための検査官の「手引書」として、以下のとおり確認すべき項目を記載した。

検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではなく、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものである。

実際の検査に際しては、「証券検査に関する基本指針」に記したとおり、効率的かつ効果的な検査の実施が求められるため、検査マニュアルの各項目を機械的、画一的に検証することのないように留意すべきである。

また、検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。

なお、検査マニュアルに記載した用語の定義等は以下のとおり。

(1)～(19) (略)

(20) 連結自己資本規制関連リスクとは、連結自己資本規制比率の計算の基礎となる各リスクの総称。

(21) 自己資本規制比率や連結自己資本規制比率を管理する者は、リスク管理部門への所属や経理部門等からの独立を想定するものではない。

(22) · (23) · (24) (略)

II－1－2 態勢編・第一種金融商品取引業者

3. 自己資本規制関連リスクの管理態勢

(3) 自己資本規制比率の管理状況

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

① 市場リスク相当額の算出に当たっては、標準的方式あるいは内部管理モデル方式を適切に選択し、各方式に係る計算システムの設置や社内管理体制を整備しているか。また、各方式により、市場リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。

②～⑤ (略)

5. システムリスク管理態勢

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

① (略)

② 取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は隨時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。

③～⑤ (略)

(3) 安全対策の整備

(新設)

① 市場リスク相当額の算出に当たっては、標準的方式あるいは内部管理モデル方式に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、市場リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。

②～⑤ (略)

5. システムリスク管理態勢

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

① (略)

② 取締役会等は、システムリスク管理の方針を適切かつ明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、情報セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託管理に関する方針が含まれているか。また、管理方針に基づき、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は隨時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。

③～⑤ (略)

(3) 安全対策の整備

① 情報セキュリティ管理態勢の整備

イ 取締役会等は、コンピュータシステムにより管理される情報資産の漏えいや不正使用等を防止し、金融商品取引業者や顧客が損失を被るリスクを低減するため、情報セキュリティ管理部署及びその役割と責任を定めるなど、情報セキュリティ管理態勢を整備

「金融商品取引業者等検査マニュアル」（抄）

	<p><u>しているか。また、情報セキュリティ管理の対象となる情報資産について、種類や所在を具体的に記載した規程が制定され、情報資産が明確化されているか。</u></p> <p><u>□ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、情報セキュリティに係る全社的な管理体制を明確にするとともに、情報資産の主管部署・担当者に対して適切な牽制機能が働くよう、リスクに配慮した適切な体制を維持しているか。</u></p> <p><u>ハ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、外部委託先等を含め、重要な情報セキュリティ管理手続を定めるとともに、実施状況の検証を通じて、実効性を確保しているか。</u></p> <p><u>二 全役職員（契約社員、パート社員等を含む。）及び外部委託先等の業務従事者に対し、情報セキュリティ意識の向上、不正の抑止及び防止に向けた情報セキュリティに係る研修が実施され、定期的に社内規程・規則や管理手続等の周知徹底がはかられているか。</u></p> <p><u>ホ 情報資産のリスク状況等を踏まえ、建物への侵入防止設備等の物理的方法やシステムへの利用者パスワードの設定等による論理的方法により、適切なアクセス管理等が実施され、管理状況が点検されているか。また、重要な情報資産を有するシステム等へのアクセス状況が記録され、不正アクセスや情報漏えいの有無等が点検されているか。さらに、顧客や業務への影響が大きいシステムについては、アクセス状況の監視を通じ、サイバー攻撃（注1）等による影響が点検されているか。</u></p> <p><u>ヘ 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、その発生認識、顧客対応、暫定的対応、原因分析、再発防止</u></p>
--	---

	<p>等に係る対応が規程等に基づき、適切に実施され、定期的に取締役会等へ報告が行われているか。</p> <p>ト 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、顧客等に対して適時に情報が開示され、適切な対応が行われているか。その際、必要に応じて発生時及び適時に取締役会等への報告が行われているか。また、当局への報告は適切に実施されているか。</p> <p>(注1) 「サイバー攻撃」とは、情報通信ネットワーク上で、特定の情報システムや、ネットワークそのものなどに対して意図的に行われる電子的な攻撃を指す。攻撃の種類には、不正侵入、データ改ざん・破壊、不正コマンド実行、ウイルス攻撃、サービス不能 (DoS: Denial of Service) 攻撃等の犯罪行為が含まれている。以下同じ。</p> <p>① システムの運用及び保守管理体制の整備</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。</p> <p>② システムの運用及び保守管理態勢の整備</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当てるとともに、システム運用担当とシステム開発担当の相互牽制体制を構築するなど、リスクの顕在化を防止するために、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。</p>
--	--

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

ニ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ (略)

② システムの企画及び開発管理体制の整備

イ～ハ (略)

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。

ホ～ヌ (略)

(5) 障害発生時の対応

①～④ (略)

⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。

⑥ (略)

(6) コンティンジェンシープラン

ニ 安全管理に必要な容量や処理能力等を含めたシステムが稼動する環境の点検項目や手順等及び発生した問題点の管理手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ (略)

③ システムの企画及び開発管理体制の整備

イ～ハ (略)

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。また、顧客や業務への影響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基づき、取締役会等が合理的な判定基準に基づいて移行判定を行っているか。

ホ～ヌ (略)

(5) 障害発生時の対応

①～④ (略)

⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。なお、障害の全体的な発生状況・原因等についての分析を通じた再発防止策の実施を含む。

⑥ (略)

(6) コンティンジェンシープラン

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。

②～⑥ (略)

(7) 外部委託先管理

(新設)

①～④ (略)

(8) システム監査

① (略)

② 問題点のは是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。

① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。また、サイバー攻撃等については、的確に状況を把握し、攻撃による被害の拡大を防止するための体制を構築した上で、当局への報告や関係機関との連携を含めた対応手順や方策を具体化しているか。

②～⑥ (略)

(7) 外部委託管理 (注2)

(注2) 「外部委託管理」には、契約の形態や種類を問わず、金融商品取引業者が他の者にシステムリスクを認識すべきシステムに係る企画・開発・運用等の全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（明示的な契約が締結されていない場合も含む。）。以下同じ。

①～④ (略)

(8) システム監査

① (略)

② 問題点のは是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。また、内部監査部門は、問題点の改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映するとともに、取締役会等に報告しているか。

6. その他リスク管理態勢

(4) グループリスク管理

- ① 取締役等は、いわゆる金融コングロマリットを構成する金融商品取引業者に該当する場合、又は国際的に活動する金融商品取引業者グループの一員に該当する場合には、他のグループ会社の経営状態が当該金融商品取引業者に与える影響等を十分認識し、必要な情報収集及びグループ一体としてのリスクの管理手法を構築しているか。
- ② いわゆる金融コングロマリットを構成する企業グループに該当しない場合であっても、関係会社に所在する各種リスクについては、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理する体制としているか。
- ③・④・⑤ (略)

(新設)

6. その他リスク管理態勢

(4) グループリスク管理

(削除)

- ① 取締役等は、他のグループ会社に所在する各種リスクについては、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理・報告する体制としているか。

②・③・④ (略)

8. 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループのリスク管理態勢等

証券会社が、大規模かつ複雑な業務を、グループの親会社、子会社、兄弟会社と一緒にとして行っている場合には、グループ内各社の財務・業務上の問題が当該証券会社グループの経営悪化を招き、ひいては投資家や他の市場仲介者、さらには金融システム全体へ影響が及ぶおそれがある。したがって、こうした証券会社グループについては、適切な経営管理の下、グループ・ベースでの包括的かつ実効的なリスク管理態勢が整備されることが必要となる（こうした観点から、平成23年4月施行の改正金融商品取

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

引法においては、一定規模以上の金融商品取引業者について、連結自己資本規制等が導入されている。)

このような証券会社グループの検査においては、フォワードルッキングな観点から、グループ全体に係るリスク管理態勢の適切性を検証することが適当であると考えられる。以下は、検査における確認項目を記載しているが、これらの項目はあくまでも検査官に検証のための視点を示すためのものであり、これら項目の全てを検査対象先が満たすことを求めるものではない。また、リスク管理態勢の検証においては、証券会社グループのリスク管理態勢は、グループの経営戦略や業務内容等に応じて構築されるものであることを十分認識し、機械的、画一的な検証に陥らないよう検査対象業者における実態を把握した上で、十分に意見交換を行う必要がある。

また、証券会社と銀行等預金等受入金融機関との間では、主たる業務やリスク・プロファイルに違いがあることから、証券会社と銀行等ではリスク管理態勢が異なり得ることにも留意する必要がある。

(注 1) 以下の確認項目を用いて検証を行う対象としては、当面、特別金融商品取引業者(金融商品取引法第57条の2第2項に定める「特別金融商品取引業者」をいい、金融コングロマリット監督指針が定める外国持株会社等グループ(以下「外国持株会社等グループ」という。)の日本拠点である証券会社を除く。)を含むグループのうち、国内外のグループ内各社において、グループ全体の経営に相応の影響を与え得る規模の業務を展開しているもの(又は今後そのような状況が見込まれるもの)とする。

(注 2) 上記に加え、国際的に活動する外国持株会社等グループの日

本拠点である証券会社のうち、相当程度の人員、資産規模を有し、日本国内で幅広い業務を展開しているものの検査において、日本拠点に係るリスク管理態勢の検証を行う際にも、以下の確認項目を用いるものとする。なお、この場合には、当該日本拠点に係るリスク管理方針の策定や管理態勢の整備が、最終的には国外のグループ本部等において行われている場合であっても、それが日本拠点におけるリスク・プロファイル等に応じた適切なものとなっているか、日本拠点においても適切な態勢が整備され、十分な関与が行われているか、といった点についても検証を行うこととする。ただし、機械的、画一的な検証に陥らないよう検査対象業者における実態を把握した上で、十分な意見交換を行うこととする。

(注3) 以下の確認項目においては、便宜上、対象となる証券会社グループにおいて、実質的にグループ全体に係るリスク管理を統括する組織（又は部署）を「経営管理会社」とするが、証券会社グループのリスク管理態勢は、その経営戦略、業務内容、リスク・プロファイル等に応じて構築されるものであり、「経営管理会社」の位置を占める組織としては、最終指定親会社、指定親会社、特別金融商品取引業者等、グループにより異なり得るものであることに留意する。

(1) 市場リスク管理態勢

① 方針の策定

○ 市場リスク管理方針の整備・周知

経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を

	<p><u>踏まえ、市場リスクの所在、規模、種類、特性を反映した、グループ全体の市場リスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。</u></p> <p><u>② 内部規程・組織態勢の整備</u></p> <p><u>イ 内部規程の整備</u></p> <p><u>経営管理会社は、グループ全体の市場リスク管理方針に従い、市場リスクに関する取決めを明確に定めたグループ全体の市場リスク管理規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。</u></p> <p><u>ロ 組織・運営態勢の整備</u></p> <p>a. <u>経営管理会社は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に則り、グループ全体の市場リスクを管理する部門を設置し、海外拠点を含むグループ全体の市場リスクの状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。</u></p> <p>b. <u>経営管理会社は、市場リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人员を適切な规模で配置し、当該人员に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。</u></p> <p>c. <u>経営管理会社は、市場リスク管理部門について、市場部門、営业部门等からの独立性を確保し、牵制機能が發揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、市場リスク管理部門を通じて、市場部門、営业部门等において、市場リスク管理の実効性を確保しうる態勢を整備しているか。</u></p> <p>d. <u>経営管理会社は、グループ各社における各種限度枠の遵守状況を定期的に監视・评価し、不适当な場合は是正措置を讲じているか。</u></p>
--	---

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

況及び使用状況等を適切にモニタリングし、必要に応じて適時
適切に指導又は提言しているか。

e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて隨時、経営管理会社に市場リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。

ハ 限度枠の設定

a. 経営管理会社は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、国内外拠点あるいは各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益計画、リスク・プロファイル等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎等に、それぞれに見合った適切な限度枠（VaR等のリスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を設定しているか。

b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ各社の業務内容等を検討し、市場リスク量が経営体力（自己資本）と比べ適正であるよう限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。

二 市場リスクの把握

a. 経営管理会社は、グループ各社の国内外拠点の業務の規模、リスク特性に見合った適切な市場リスク計測・分析方法を設定し、グループ全体の市場リスクを定期的かつ適切に分析・計測し、把握しているか。

b. 経営管理会社は、上記市場リスク計測・分析方法の限界及び弱点を理解し、必要な補完を行うなど、適切にグループ全体の

	<p><u>市場リスクを把握しているか。</u></p> <p>c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、市場リスク計測・分析方法の適切性を検証し、グループ全体のリスク・プロファイルや市場環境等に見合うよう、必要な対応を行うなど、市場リスク計測・分析方法の信頼性を確保しているか。</p> <p>d. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、適切なストレスシナリオを想定し、ストレステストを実施することで、ストレス時におけるグループ全体の市場リスクの状況を適切に把握しているか。</p>
	<p>③ 有効性の評価・改善</p> <p>イ 市場リスク管理の分析・評価</p> <p>a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等の市場リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体の市場リスク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱点等改善すべき項目の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体の市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、グループ全体の市場リスクの特定、限度枠設定、計測・分析の範囲、頻度、手法等が、経営方針・戦略目標、業務の規模・特性、リスク・プロファイルに見合ったもの</p>

	<p><u>であるかについて、定期的かつ必要に応じて隨時検証を行っているか。</u></p>
	<p>□ 改善</p> <p>a. 経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体の市場リスク管理の状況に関する報告・調査等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p>
	<p>(2) 流動性リスク管理態勢</p>
	<p>① 方針の策定</p>
	<p>○ 流動性リスク管理方針の整備・周知</p> <p>経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、流動性リスクの所在、規模、種類、特性を反映した、グループ全体の流動性リスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。</p>
	<p>② 内部規程・組織態勢の整備</p>
	<p>イ 内部規程の整備</p>

経営管理会社は、グループ全体の流動性リスク管理方針に従い、流動性リスクの特定・評価、モニタリング、コントロール等を定めた、海外拠点を含むグループ全体の流動性リスク管理規程を策定・周知しているか。

□ 組織・運営態勢の整備

- a. 経営管理会社は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に則り、流動性リスク管理部門を設置し、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、流動性リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えていているか。
- c. 経営管理会社は、流動性リスク管理部門について、市場部門、営業部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、流動性リスク管理部門を通じて、市場部門、営業部門等において、流動性リスク管理の実効性を確保しうる態勢を整備しているか。
- d. 経営管理会社は、グループ各社における各種限度枠の遵守状況及び使用状況等を適切にモニタリングし、必要に応じて適時適切に指導又は提言しているか。
- e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて隨時、経営管理会社に流動性リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。

ハ 限度枠の設定

- a. 経営管理会社は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、国内外拠点あるいは各部門の業務の規模・特性、リスク・プロファイル、財務状況及び資金調達能力に見合った適切な限度枠（資金ギャップ枠や市場資金調達枠等）を設定しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、業務の規模・特性等の内部状況や経済、市場等の外部環境等の状況の変化に照らし、グループ全体の資金調達能力に見合うよう、限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。

二 流動性リスクの把握と資金調達戦略

- a. 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の資産・負債の状況（構成・特徴・分散の状況）、資金需要の状況、現時点の資金調達の状況（調達源の構成・特徴・分散の状況）及び追加的な資金調達能力（保有資産に対する担保の状況、各拠点間における余剰資金の融通についての法的、監督上及び実務上の制約、中央銀行等に担保として受け入れられる可能性についての考慮を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、把握されたグループ全体の流動性リスクの状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に評価を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。

	<p><u>ホ ストレステストの実施とコンティンジェンシー・ファンディングプランの策定</u></p> <p>a. 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性リスクの状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。また、ストレスシナリオは、グループ全体の構造的脆弱性や特徴を踏まえた項目立てとなっているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、グループの流動性リスク管理方針に沿って、グループの資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時又は危機時等）し、各区分時における管理方法、報告方法、決裁方法等の規程を整備しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための具体的な手續等を定めたコンティンジェンシー・ファンディングプランを策定し海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。</p>
	<p><u>③ 有効性の評価・改善</u></p> <p><u>イ 流動性リスク管理の分析・評価</u></p> <p>a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等の流動性リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体の流動性リスク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱</p>

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

	<p><u>点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。</u></p> <p>b. <u>経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体の流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</u></p> <p>c. <u>経営管理会社は、グループ全体の流動性リスクの特定、限度枠設定、計測・分析の範囲、頻度、手法等が、経営方針・戦略目標、業務の規模・特性、資産・負債の状況、資金調達能力等に見合ったものであるかについて、定期的かつ必要に応じて隨時検証を行っているか。</u></p> <p><u>□ 改善</u></p> <p>a. <u>経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。</u></p> <p>b. <u>経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて随时、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。</u></p> <p>c. <u>経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</u></p>
<p>(3) 信用リスク管理態勢</p>	

① 方針の策定

○ 信用リスク管理方針の整備・周知

経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、信用リスクの所在、規模、種類、特性を反映した、グループ全体の信用リスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

② 内部規程・組織態勢の整備

イ 内部規程の整備

経営管理会社は、グループ全体の信用リスク管理方針に従い、信用リスクに関する決めを明確に定めたグループ全体の信用リスク管理規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

ロ 組織・運営態勢の整備

a. 経営管理会社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に則り、グループ全体の信用リスクを管理する部門を設置し、海外拠点を含むグループ全体の信用リスクの状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。

b. 経営管理会社は、信用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。

c. 経営管理会社は、信用リスク管理部門について、投資・運用部門、市場部門、営業部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

	<p><u>信用リスク管理部門を通じて、投資・運用部門、市場部門、営業部門等において、信用リスク管理の実効性を確保しうる態勢を整備しているか。</u></p> <p>d. 経営管理会社は、グループ各社における各種限度枠の遵守状況及び使用状況を適切にモニタリングし、必要に応じて適時適切に指導又は提言しているか。</p> <p>e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて随时、経営管理会社に信用リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。</p>
	<p><u>ハ 限度枠の設定</u></p> <p>a. 経営管理会社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、国内外拠点あるいは各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益計画、リスク・プロファイル等を勘案し、取り扱う業務や商品、信用リスクの所在に見合った適切な限度枠（カウンター・パートナー別、類型別、発行体別等）を設定しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ各社の業務内容等を検討し、信用リスク量が経営体力（自己資本）と比べ適正であるよう限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。</p> <p><u>二 信用リスクの把握</u></p> <p>a. 経営管理会社は、グループ各社の国内外拠点の業務の規模、リスク特性に見合った適切な信用リスク計測・分析方法を設定</p>

	<p>し、グループ全体の信用リスクを定期的かつ適切に分析・計測し、把握しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、上記信用リスク計測・分析方法の限界及び弱点を理解し、必要な補完を行うなど、適切にグループ全体の信用リスクを把握しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、信用リスク計測・分析方法の適切性を検証し、グループ全体のリスク・プロファイル、カウンター・パーティーや発行体の信用状況の変化、市場環境等に見合うよう、必要な対応を行うなど、信用リスク計測手法の信頼性を確保しているか。</p> <p>d. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、適切なストレスシナリオを想定し、ストレステストを実施することで、ストレス時におけるグループ全体の信用リスクの状況を適切に把握しているか。</p> <p>e. 経営管理会社は、信用リスクの分析・計測、把握等グループ全体の信用リスク管理に当たり、社内格付による手法をとっている場合は、グループ各社の業務特性及びリスク・プロファイル等に照らし、当該格付制度が適切なものであるよう、定期的かつ必要に応じて隨時検証する態勢を整備しているか。</p>
	<p>③ 有効性の評価・改善</p> <p>イ 信用リスク管理の分析・評価</p> <p>a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等の信用リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体の信用リス</p>

ク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともにその原因を適切に検証しているか。

b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、グループ全体の信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

□ 改善

a. 経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

b. 経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体の信用リスク管理の状況に関する報告・調査等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(4) オペレーションナル・リスク管理態勢

① 方針の策定

○ オペレーションナル・リスク管理方針の整備・周知

経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、オペレーションナル・リスクの所在、規模、種類、特性を

反映した、グループ全体のオペレーション・リスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

② 内部規程・組織態勢の整備

イ 内部規程の整備

経営管理会社は、グループ全体のオペレーション・リスク管理方針に従い、オペレーション・リスクに関する取決めを明確に定めたグループ全体のオペレーション・リスク管理規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

ロ 組織・運営態勢の整備

a. 経営管理会社は、オペレーション・リスク管理方針及びオペレーション・リスク管理規程に則り、グループ全体のオペレーション・リスクを総合的に管理する部門等を設置し、海外拠点を含むグループ全体のオペレーション・リスクの状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。

b. 経営管理会社は、オペレーション・リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えるか。

c. 経営管理会社は、オペレーション・リスクの総合的な管理部門等について、事務部門、システム部門等、被管理部門からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、オペレーション・リスク管理部門を通じて、事務部門、システム部門等、被管理部門において、

	<p><u>オペレーション・リスク管理の実効性を確保しうる態勢を整備しているか。</u></p> <p>d. 経営管理会社は、グループ各社におけるオペレーション・リスクの状況を適切にモニタリングし、必要に応じて適時適切に指導又は提言しているか。</p> <p>e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて随時、経営管理会社にオペレーション・リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求める態勢を整備しているか。</p> <p>ハ オペレーション・リスクの把握</p> <p>a. 経営管理会社は、オペレーション・リスク管理方針及びオペレーション・リスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、コントロール・セルフ・アセスメント等のリスク評価手法等を用いることにより、国内外拠点あるいは各部門のオペレーション・リスクを適切に評価する態勢を整備しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、オペレーション・リスクの評価を行う過程で、オペレーション・リスク損失事象の発生原因を分析し、オペレーション・リスクを網羅的及び体系的に把握する態勢を整備しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、グループ各社の国内外拠点の業務の規模、リスク特性に見合った適切なオペレーション・リスクの把握方法を設定し、グループ全体のオペレーション・リスクを定期的かつ適切に分析し、把握しているか。</p>
--	---

③ 有効性の評価・改善

イ オペレーション・リスク管理の分析・評価

- a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等のオペレーション・リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体のオペレーション・リスク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともにその原因を適切に検証しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、グループ全体のオペレーション・リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

ロ 改善

- a. 経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて随时、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体のオペレーション・リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直

	<p><u>しているか。</u></p>
	<p><u>(5) システムリスク管理態勢</u></p>
	<p><u>① 方針の策定</u></p>
	<p><u>○ システムリスク管理方針の整備・周知</u></p>
	<p><u>イ 経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、システムリスクの所在、規模、種類、特性を反映した、グループ全体のシステムリスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、システムリスク管理方針には、情報セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託管理に関する方針が含まれているか。</u></p>
	<p><u>ロ 経営管理会社は、システムリスク管理方針の策定に当たっては、情報技術環境の変化に伴うリスク、グループの関連会社や外部委託先等が海外に存在する場合の法制度や商慣習等のリスク等についても考慮しているか。</u></p>
	<p><u>② 内部規程・組織態勢の整備</u></p>
	<p><u>イ 内部規程の整備</u></p>
	<p><u>経営管理会社は、グループ全体のシステムリスク管理方針に従い、システムリスクに関する管理手続や手法等を明確に定めたグループ全体のシステムリスク管理規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。</u></p>
	<p><u>ロ 組織・運営態勢の整備</u></p>

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

- a. 経営管理会社は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程に則り、グループ全体のシステムリスクを総合的に管理する部門等を設置し、海外拠点を含むグループ全体のシステムリスクの状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、システムリスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- c. 経営管理会社は、システムリスクの総合的な管理部門等について、システム部門、事務部門等、被管理部門からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、システムリスク管理部門を通じて、システム部門、事務部門等、被管理部門において、システムリスク管理の実効性を確保しうる態勢を整備しているか。
- d. 経営管理会社は、グループ各社におけるシステムリスクの状況を適切にモニタリングし、必要に応じて適時適切に指導又は提言しているか。
- e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて隨時、経営管理会社にシステムリスク管理の状況を報告させ、又は承認を求める態勢を整備しているか。

ハ システムリスクの把握

- a. 経営管理会社は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、コントロール・セルフ・アセスメント等のリスク評価手法

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

	<p><u>等を用いることにより、国内外拠点あるいは各部門のシステムリスクを適切に評価する態勢を整備しているか</u></p> <p>b. 経営管理会社は、システムリスクの評価を行う過程で、システム障害や情報セキュリティ事故等の発生原因を分析し、システムリスクを網羅的及び体系的に把握する態勢を整備しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、グループ各社の国内外拠点の業務の規模、リスク特性に見合った適切なシステムリスクの把握方法を設定し、グループ全体のシステムリスクを定期的かつ適切に分析し、把握しているか。</p> <p>d. 経営管理会社は、グループ各社からのシステムリスクの状況に係る報告に、リスク管理の実効性を保つために必要な情報が含まれていることを確かめているか。例えば、以下の情報が含まれ、適切な判断及び対応が実施される態勢がとられているか。</p> <p>—システムリスクの評価結果に関する情報</p> <p>—システム障害への対応・改善状況等に関する情報</p> <p>—情報セキュリティ上の問題点への対応・改善状況等に関する情報</p> <p>—外部委託管理の実施状況、外部の専門機関による外部委託先の監査報告書等に関する情報</p> <p>—システム統合を含む主要なプロジェクトの進捗状況・問題への対応状況等の情報</p> <p>—システム監査の結果に係る報告書、フォローアップに係る監査報告書など</p>
--	---

- e. 経営管理会社は、システムリスクの顕在化を防止するため
に、経営管理会社による承認を必須とする場合について、例え
ば以下のように明確化しているか。
—一定められた予算額を超える大規模プロジェクトへの着手
—一定規模以上の新規外部委託管理等の契約締結 など

③ 有効性の評価・改善

イ システムリスク管理の分析・評価

- a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監
査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等のシステム
リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体のシス
テムリスク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、
弱点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討すると
ともに、その原因を適切に検証しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、グループ全
体のシステムリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏
まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直し
ているか。
- c. 経営管理会社は、グループ各社が、重要な個別リスク（※）
の管理状況について、適切に分析・評価し、態勢上の問題点、
弱点等改善すべき点の有無及びその内容を検討するとともに、
その原因を検証しているかについて、定期的かつ必要に応じて
隨時検証を行っているか。

（※）「重要な個別リスク」とは、過去に発生したグループ
全体に重大な影響を及ぼすシステム障害や情報セキュリ

	<p><u>ティ事故等を通じて顕在化したリスク、及び監査等を通じてグループ全体のシステムリスク管理上重大なリスクが顕在化する可能性を指摘されたリスクを指す。</u></p> <p><u>□ 改善</u></p> <p>a. <u>経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。</u></p> <p>b. <u>経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて随时、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。</u></p> <p>c. <u>経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体のシステムリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</u></p> <p>d. <u>経営管理会社は、グループ各社が、重要な個別リスクの管理状況に係る検証の結果に基づき、改善計画の策定等を通じ、当該問題点及び態勢上の弱点に係る改善を実施していることを、モニタリングするための態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、グループ各社が、改善の進捗状況を定期的かつ必要に応じて随时検証し、フォローアップを図っていることを、モニタリングするための態勢を整備しているか。</u></p>
	<p><u>(6) 統合的リスク管理態勢</u></p> <p><u>① 方針の策定</u></p>

○ 統合的リスク管理方針の整備・周知

経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、様々なリスクの所在、規模、種類、特性等を総体的に捉えて管理する、統合的リスク管理方針を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

② 内部規程・組織態勢の整備

イ 内部規程の整備

経営管理会社は、グループ全体の統合的リスク管理方針に従い、統合的リスクに関する取決めを明確に定めたグループ全体の統合的リスク管理規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

ロ 組織・運営態勢の整備

a. 経営管理会社は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、グループ全体の統合的リスクを管理する部門等を設置し、海外拠点を含むグループ全体の統合的リスクの状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。

b. 経営管理会社は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。

c. 経営管理会社は、統合的リスク管理部門等について、グループ各社に対し牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。また、経営管理会社は、統合的リスク管理部門を通じて、グループ各社等において、統合的リスク管理の実効性を確保しうる態

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

勢を整備しているか。

- d. 経営管理会社は、グループ各社における限度枠の遵守状況及び使用状況等を適切にモニタリングし、必要に応じて適時適切に指導又は提言しているか。
- e. 経営管理会社は、グループ各社に対し、定期的かつ必要に応じて隨時、経営管理会社に統合的リスク管理に係る情報を報告させる態勢を整備しているか。

ハ 限度枠の設定

- a. 経営管理会社は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、グループ各社における業務の内容を検討し、国内外拠点あるいは各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益計画、リスク・プロファイル等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎等に、グループ全体としてのそれぞれに見合った適切な限度枠（経済資本等）を設定しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、グループ各社の業務内容等を検討し、総体としてのリスクが経営体力（自己資本）と比べ適正であるよう限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。

二 統合的リスクの把握

- a. 経営管理会社は、グループ各社の業務の規模、リスク特性に見合った適切な統合的リスクに係る評価・分析手法を設定し、グループ全体の統合的リスクを定期的かつ適切に評価・分析し、把握しているか。

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

- b. 経営管理会社は、上記統合的リスクに係る評価・分析手法の限界及び弱点を理解し、必要な補完を行うなど、適切にグループ全体の統合的リスクを把握しているか。
- c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、統合的リスクに係る評価・分析手法の適切性を検証し、グループ全体のリスク・プロファイルや市場環境等に見合うよう、必要な対応を行うなど、統合的リスクに係る評価・分析手法の信頼性を確保しているか。
- d. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、適切なストレスシナリオを想定し、ストレステストを実施することで、ストレス時におけるグループ全体の統合的リスクの状況を適切に把握し、活用しているか。

③ 有効性の評価・改善

イ 統合的リスク管理の分析・評価

- a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告並びに監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果等の統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、グループ全体の統合的リスク管理の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全体の統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

口 改善

- a. 経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(7) 内部監査態勢

① 方針の策定

○ 内部監査方針の整備・周知

経営管理会社は、グループ全体の経営方針に則った戦略目標を踏まえ、グループの業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイル等を勘案し、グループ全体に対する内部監査の実効性確保に向けたグループの内部監査に係る基本方針（内部監査方針）を定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

② 内部規程・組織態勢の整備

イ 内部規程の整備

経営管理会社は、グループ全体の内部監査方針に従い、内部監査に関する取決めを明確に定めたグループ全体の内部監査規程を策定し、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。

□ 組織・運営態勢の整備

- a. 経営管理会社は、内部監査方針及び内部監査規程に則り、グループ一体として行う大規模かつ複雑な業務を含むグループの各業務に対する内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を経営管理会社や必要に応じてグループ各社に設置し、海外拠点を含むグループ全体の内部監査の状況を的確に把握し、適切に管理する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、グループ一体として行う大規模かつ複雑な業務を含むグループの各業務に対する内部監査の実効性を確保するため、経営管理会社の内部監査部門にグループ各社に設置された内部監査部門に対する指揮・命令権限を付与する等、グループ全体としての内部監査が機能する態勢を整備しているか。
- c. 経営管理会社は、グループ各社に設置された内部監査部門に対してグループ一体として行う大規模かつ複雑な業務を含むグループの各業務に対する内部監査を行うにあたり必要となる権限を付与する等、当該ビジネスに対する内部監査の実効性を確保する態勢を整備しているか。
- d. 経営管理会社は、グループ一体として行う大規模かつ複雑な業務を含むグループの各業務に対する内部監査業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適正に配置しているか。
- e. 経営管理会社は、内部監査部門の執行部門からの独立性を確

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

	<p><u>保し、内部監査部門の業務、権限、責任の範囲等をグループ各社に周知・徹底しているか。</u></p> <p>f. 経営管理会社は定期的かつ必要に応じて随时、経営管理会社にグループにおける内部監査の結果を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。またそれを受け、グループ全体の内部監査態勢が有効に機能していることを確認しているか。</p> <p>g. 経営管理会社は、グループの内部監査により指摘された問題点等について、その改善状況を適切に管理する等、適切な措置を講ずる態勢を整備しているか。</p> <p>ハ 内部監査計画等の策定</p> <p>a. 経営管理会社は、グループ全体のリスク状況を評価した上で、頻度及び深度に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（内部監査計画）を立案する態勢を整備しているか。</p> <p>b. 経営管理会社は、グループ全体のリスク状況の評価にあたり、グループ全体の業務の規模・特性等を踏まえ、適切に評価しているか。また、リスク状況の評価にあたり、被監査部門の評価に依拠せず、独立の立場から内部監査部門が自ら評価を行う態勢を整備しているか。</p> <p>c. 経営管理会社は、グループ全体のリスク状況の評価結果について、外部及び内部経営環境等の変化を踏まえて適時に修正し、必要に応じて内部監査計画を変更できるような態勢を整備しているか。</p>
	<p>二 監査実施</p>

経営管理会社は、内部監査の実施にあたり、具体的な監査実施計画の策定や監査手続の実施、監査結果の報告等の各局面において、グループ一体として行う大規模かつ複雑な業務を含むグループの各業務に対する専門性を有する者による適切なレビューが実施される等、監査の品質を確保する態勢を整備しているか。

③ 有効性の評価・改善

イ 内部監査態勢の分析・評価

- a. 経営管理会社は、グループ各社からの報告、外部監査の結果、各種調査結果等の内部監査の状況に関する情報に基づき、グループ全体の内部監査の状況を的確に分析・評価し、態勢上の問題点、弱点等改善すべき項目の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。
- b. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて隨時、グループ全体の内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

ロ 改善

- a. 経営管理会社は、上記分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。
- b. 経営管理会社は、改善の実施について、その進捗状況を定期的かつ必要に応じて随时、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- c. 経営管理会社は、定期的かつ必要に応じて随时、グループ全

(新設)	<p><u>体の内部監査の状況に関する報告・調査等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</u></p> <p>9. 特別金融商品取引業者の連結自己資本規制関連リスクの管理態勢</p> <p>(1) 連結自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割</p> <p>① 特別金融商品取引業者（子法人等を有する者に限る。以下同じ。）の取締役会（以下、II-1-2-9.において「取締役会」という。）は、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）第2条に定める連結自己資本規制比率（以下、II-1-2-9.において「連結自己資本規制比率」という。）が特別金融商品取引業者及びその子法人等の健全性を計る最も重要な指標であることを認識しているか。</p> <p>② 取締役会は、連結自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。</p> <p>③ 取締役会は、連結自己資本規制比率の市場リスク相当額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを採っているか理解しているか。</p> <p>④ 連結自己資本規制比率を管理する部門を担当する特別金融商品取引業者の取締役（以下、II-1-2-9.において「取締役」という。）は、連結自己資本規制比率が、当局が監督命令を下す可能性のある水準や維持しなければならない水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</p>
------	--

⑤ 連結自己資本規制比率を管理する者は、固定化されていない自己資本の額の計算に必要となる情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要となる情報について、常時、網羅的に収集するための施策を講じているか。

⑥ 連結自己資本規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。

(2) 連結自己資本規制比率を管理する者等の役割

① 連結自己資本規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、特別金融商品取引業者の取締役会等（以下、II-1-2 9.において「取締役会等」という。）の承認を得ているか。

② 連結自己資本規制比率を管理する者は、特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る正確な各種財務・経理資料等により、法令等に準拠した連結自己資本規制比率が算出されていることを検証しているか。

③ 連結自己資本規制比率を管理する者は、特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る各種財務・経理資料等について、経過勘定科目等のチェックを経た正確な財務データ入手しているか。

④ 連結自己資本規制比率を管理する者は、隨時、連結自己資本規制比率の推移及び変動要因を把握し、定期的にこれを取締役会等に報告しているか。

⑤ 経理部門を担当する取締役は、連結の範囲が適切に設定されてい

(新設)	<p><u>るかについて確認・検証する等の体制を構築しているか。</u></p> <p>(3) <u>連結自己資本規制比率の管理状況</u></p> <p>① <u>市場リスク相当額の算出に当たっては、標準的方式あるいは内部管理モデル方式に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、市場リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>② <u>新商品の取扱いの開始時において、市場リスク相当額の検証を行っているか。</u></p> <p>③ <u>リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額を算出している場合には、市場リスク全体を統合的に把握、管理する者を定めているか。</u></p> <p>④ <u>業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、市場リスク全体を統合的に把握、管理する者を定め、同者がリスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額を把握できる方策を講じているか。</u></p> <p>10. 最終指定親会社の連結自己資本規制関連リスクの管理態勢</p> <p>(1) <u>連結自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割</u></p> <p>① <u>最終指定親会社の取締役会（以下、「取締役会」という。）は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号）（以下「最終指定親会社告示」と</u></p>
------	--

いう。) 第2条に規定する連結自己資本規制比率（以下、Ⅱ－1－2 10.において「連結自己資本規制比率」という。）が最終指定親会社及びその子法人等の健全性を計る最も重要な指標であることを認識しているか。

② 取締役会は、連結自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。

③ 取締役会は、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、連結自己資本規制比率の信用リスク・アセットの額の合計額の算出方法として標準的手法又は内部格付手法のいずれを、マーケット・リスク相当額の合計額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを、オペレーションナル・リスク相当額の合計額の算出方法として基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法のいずれを、それぞれ採っているか理解しているか。

④ 取締役会は、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、連結自己資本規制比率の市場リスク相当額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを採っているか理解しているか。

⑤ 連結自己資本規制比率を管理する部門を担当する最終指定親会社の取締役（以下、Ⅱ－1－2 10.において「取締役」という。）は、連結自己資本規制比率が、当局が監督命令を下す可能性のある水準や維持しなければならない水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。

⑥ 連結自己資本規制比率を管理する者は、連結自己資本規制比率の

	<p><u>算出方法に応じて各リスク相当額の計算に必要となる情報について、常時、網羅的に収集するための施策を講じているか。</u></p> <p>⑦ 取締役会は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、自己資本の質についての分析を行っているか。</p> <p>⑧ 連結自己資本規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。</p> <p>(2) 連結自己資本規制比率を管理する者等の役割</p> <p>① 連結自己資本規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、最終指定親会社の取締役会等（以下、Ⅱ－1－2 10.において「取締役会等」という。）の承認を得ているか。</p> <p>② 連結自己資本規制比率を管理する者は、最終指定親会社及びその子法人等に係る正確な各種財務・経理資料等により、法令等に準拠した連結自己資本規制比率が算出されていることを検証しているか。</p> <p>③ 連結自己資本規制比率を管理する者は、最終指定親会社及びその子法人等に係る各種財務・経理資料等について、経過勘定科目等のチェックを経た正確な財務データ入手しているか。</p> <p>④ 連結自己資本規制比率を管理する者は、隨時、連結自己資本規制比率の推移及び変動要因を把握し、定期的にこれを取締役会等に報告しているか。</p> <p>⑤ 経理部門を担当する取締役は、連結の範囲が適切に設定されてい</p>
--	---

	<p><u>るかについて確認・検証する等の体制を構築しているか。</u></p> <p>(3) <u>連結自己資本規制比率の管理状況</u></p> <p>① <u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、マーケット・リスク相当額の合計額の算出に当たっては、標準的手法あるいは内部格付手法に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、マーケット・リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>② <u>最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、市場リスク相当額の算出に当たっては、標準的方式あるいは内部管理モデル方式に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、市場リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>③ <u>新商品の取扱いの開始時において、マーケット・リスク相当額の合計額又は市場リスク相当額の検証を行っているか。</u></p> <p>④ <u>業務の種類ごと、拠点ごとあるいはリスクカテゴリーごとにマーケット・リスク相当額の合計額又は市場リスク相当額を算出している場合には、市場リスク全体を統合的に把握、管理する者を定め、同者が市場リスク相当額を把握できる方策を講じているか。</u></p>
II-1-3 態勢編・第二種金融商品取引業者	II-1-3 態勢編・第二種金融商品取引業者
4. システムリスク管理態勢	4. システムリスク管理態勢
(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立	(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p>① (略)</p> <p>② 取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><u>(3) 安全対策の整備</u> (新設)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 取締役会等は、システムリスク管理の方針を適切かつ明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、情報セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託管理に関する方針が含まれているか。また、管理方針に基づき、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><u>(3) 安全対策の整備</u></p> <p>① <u>情報セキュリティ管理態勢の整備</u></p> <p>イ 取締役会等は、コンピュータシステムにより管理される情報資産の漏えいや不正使用等を防止し、金融商品取引業者や顧客が損失を被るリスクを低減するため、情報セキュリティ管理部署及びその役割と責任を定めるなど、情報セキュリティ管理態勢を整備しているか。また、情報セキュリティ管理の対象となる情報資産について、種類や所在を具体的に記載した規程が制定され、情報資産が明確化されているか。</p> <p>ロ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、情報セキュリティに係る全社的な管理体制を明確にするとともに、情報資産の主管部署・担当者に対して適切な牽制機能が働くよう、リスクに配慮した適切な体制を維持しているか。</p> <p>ハ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、外部委託先等を含め、重要な情報セキュリティ管理手続を定めるとともに、実施状況の</p>
--	--

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

検証を通じて、実効性を確保しているか。

二 全役職員（契約社員、パート社員等を含む。）及び外部委託先等の業務従事者に対し、情報セキュリティ意識の向上、不正の抑止及び防止に向けた情報セキュリティに係る研修が実施され、定期的に社内規程・規則や管理手続等の周知徹底がはかられているか。

ホ 情報資産のリスク状況等を踏まえ、建物への侵入防止設備等の物理的方法やシステムへの利用者パスワードの設定等による論理的方法により、適切なアクセス管理等が実施され、管理状況が点検されているか。また、重要な情報資産を有するシステム等へのアクセス状況が記録され、不正アクセスや情報漏えいの有無等が点検されているか。さらに、顧客や業務への影響が大きいシステムについては、アクセス状況の監視を通じ、サイバー攻撃等による影響が点検されているか。

ヘ 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、その発生認識、顧客対応、暫定的対応、原因分析、再発防止等に係る対応が規程等に基づき、適切に実施され、定期的に取締役会等へ報告が行われているか。

ト 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、顧客等に対して適時に情報が開示され、適切な対応が行われているか。その際、必要に応じて発生時及び適時に取締役会等への報告が行われているか。また、当局への報告は適切に実施されているか。

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

① システムの運用及び保守管理体制の整備

イ・ロ (略)

ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。

ニ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ (略)

② システムの企画及び開発管理体制の整備

イ～ハ (略)

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。

ホ～ヌ (略)

② システムの運用及び保守管理体制の整備

イ・ロ (略)

ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当てるとともに、システム運用担当とシステム開発担当の相互牽制体制を構築するなど、リスクの顕在化を防止するために、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。

ニ 安全管理に必要な容量や処理能力等を含めたシステムが稼動する環境の点検項目や手順等及び発生した問題点の管理手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ (略)

③ システムの企画及び開発管理体制の整備

イ～ハ (略)

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。また、顧客や業務への影響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基づき、取締役会等が合理的な判定基準に基づいて移行判定を行っているか。

ホ～ヌ (略)

<p><u>(5) 障害発生時の対応</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>(6) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(7) 外部委託管理</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(8) システム監査</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 問題点の是正 取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての</p>	<p><u>(5) 障害発生時の対応</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。<u>なお、障害の全体的な発生状況・原因等についての分析を通じた再発防止策の実施を含む。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>(6) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。<u>また、サイバー攻撃等については、的確に状況を把握し、攻撃による被害の拡大を防止するための体制を構築した上で、当局への報告や関係機関との連携を含めた対応手順や方策を具体化しているか。</u></p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(7) 外部委託管理</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(8) システム監査</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 問題点の是正 取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての</p>
---	--

<p>対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。</p> <p>II-1-5 態勢編・投資運用業者</p> <p>4. システムリスク管理態勢</p> <p>(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立</p> <p>① (略)</p> <p>② 取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当るとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 安全対策の整備</p> <p>(新設)</p>	<p>対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。<u>また、内部監査部門は、問題点の改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映するとともに、取締役会等に報告しているか。</u></p> <p>II-1-5 態勢編・投資運用業者</p> <p>4. システムリスク管理態勢</p> <p>(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立</p> <p>① (略)</p> <p>② 取締役会等は、システムリスク管理の方針を適切かつ明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、情報セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託管理に関する方針が含まれているか。また、管理方針に基づき、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当るとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 安全対策の整備</p> <p>① 情報セキュリティ管理態勢の整備</p> <p>イ 取締役会等は、コンピュータシステムにより管理される情報資産の漏えいや不正使用等を防止し、金融商品取引業者や顧客が損失を被るリスクを低減するため、情報セキュリティ管理部署及び</p>
--	--

その役割と責任を定めるなど、情報セキュリティ管理態勢を整備しているか。また、情報セキュリティ管理の対象となる情報資産について、種類や所在を具体的に記載した規程が制定され、情報資産が明確化されているか。

□ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、情報セキュリティに係る全社的な管理体制を明確にするとともに、情報資産の主管部署・担当者に対して適切な牽制機能が働くよう、リスクに配慮した適切な体制を維持しているか。

ハ 情報セキュリティ管理部署の責任者は、外部委託先等を含め、重要な情報セキュリティ管理手続を定めるとともに、実施状況の検証を通じて、実効性を確保しているか。

ニ 全役職員（契約社員、パート社員等を含む。）及び外部委託先等の業務従事者に対し、情報セキュリティ意識の向上、不正の抑止及び防止に向けた情報セキュリティに係る研修が実施され、定期的に社内規程・規則や管理手続等の周知徹底がはかられているか。

ホ 情報資産のリスク状況等を踏まえ、建物への侵入防止設備等の物理的方法やシステムへの利用者パスワードの設定等による論理的方法により、適切なアクセス管理等が実施され、管理状況が点検されているか。また、重要な情報資産を有するシステム等へのアクセス状況が記録され、不正アクセスや情報漏えいの有無等が点検されているか。さらに、顧客や業務への影響が大きいシステムについては、アクセス状況の監視を通じ、サイバー攻撃等による影響が点検されているか。

ヘ 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について

	<p>て、その発生認識、顧客対応、暫定的対応、原因分析、再発防止等に係る対応が規程等に基づき、適切に実施され、定期的に取締役会等へ報告が行われているか。</p> <p>ト 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、顧客等に対して適時に情報が開示され、適切な対応が行われているか。その際、必要に応じて発生時及び適時に取締役会等への報告が行われているか。また、当局への報告は適切に実施されているか。</p> <p>② システムの運用及び保守管理体制の整備</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当てるとともに、システム運用担当とシステム開発担当の相互牽制体制を構築するなど、リスクの顕在化を防止するために、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を探り、実効性のある体制を整えているか。</p> <p>ニ 安全管理に必要な容量や処理能力等を含めたシステムが稼動する環境の点検項目や手順等及び発生した問題点の管理手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。</p> <p>ホ (略)</p>
--	---

<p><u>② システムの企画及び開発管理体制の整備</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証には システムの利用部門が関与しているか。</p> <p>ホ～ヌ (略)</p> <p><u>(5) 障害発生時の対応</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時 に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因 の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再 発防止に努めているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>(6) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての 業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標 復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。</p>	<p><u>③ システムの企画及び開発管理態勢の整備</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証には システムの利用部門が関与しているか。<u>また、顧客や業務への影 響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基 づき、取締役会等が合理的な判定基準に基づいて移行判定を行っ ているか。</u></p> <p>ホ～ヌ (略)</p> <p><u>(5) 障害発生時の対応</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時 に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因 の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再 発防止に努めているか。<u>なお、障害の全体的な発生状況・原因等に についての分析を通じた再発防止策の実施を含む。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>(6) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① 障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての 業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標 復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。<u>また、サイバー攻 撃等については、的確に状況を把握し、攻撃による被害の拡大を防 止するための体制を構築した上で、当局への報告や関係機関との連 携を含めた対応手順や方策を具体化しているか。</u></p>
---	---

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(7) 外部委託先管理</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(8) システム監査</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 問題点の是正</p> <p>取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。</p>	<p>②～⑥ (略)</p> <p><u>(7) 外部委託管理</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(8) システム監査</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 問題点の是正</p> <p>取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。<u>また、内部監査部門は、問題点の改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映するとともに、取締役会等に報告しているか。</u></p>
---	---

II－2－1 業務編・共通項目

2. 内部管理

(3) 書面の交付状況

①～② (略)

(新設)

II－2－1 業務編・共通項目

2. 内部管理

(3) 書面の交付状況

①～② (略)

③ 主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（事業型ファンド）に係る持分の販売に関する契約を締結しようとするときには、分別管理の実施状況を適切に確認した上で、契約締結前交付書面に、具体的な分別管理先、分別管理の実施状況及び当該実施状況を確認した方法を記載し交

<p>③・④・⑤ (略)</p> <p>⑥ 特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）から、一般顧客として取り扱うよう申出を受けた後対象契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに、当該申出を承諾しているか。</p> <p>また、金融商品取引業者は、当該申出に係る対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合、特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）を一般投資家として取り扱う<u>期限日</u>及び<u>対象契約</u>の属する契約の種類を遵守しているか。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p>	<p><u>付しているか。</u></p> <p>④・⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）から、一般顧客として取り扱うよう申出を受けた後対象契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに、当該申出を承諾しているか。</p> <p>また、金融商品取引業者は、当該申出に係る対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合、特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）を一般投資家として取り扱う<u>対象契約</u>の属する契約の種類を遵守しているか。</p> <p>⑧・⑨ (略)</p>
<p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>5. デリバティブ営業</p> <p>(1) 勧誘・取引実態の把握</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 勧誘資料</p>	<p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>5. デリバティブ営業等</p> <p>(1) 勧誘・取引実態の把握</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関する事前検証を行っているか。また、当該規則を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。</p> <p>(3) 勧誘資料</p>

デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。

特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。

(新設)

(新設)

① デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託を含む。）に関して、デリバティブ商品等を販売する場合や中途解約及び解約清算する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失（見込）額を含む。）も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。

特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売、中途解約及び解約清算に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。

② デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。

③ 店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自

(新設)	<p><u>主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、当該取引に係る重要な事項等を顧客が理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求しているか。</u></p> <p>13. 特別金融商品取引業者の連結自己資本規制比率</p> <p>(1) <u>基本的項目</u></p> <p>① <u>資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要となる勘定科目が、連結財務諸表等と一致しているか。</u></p> <p>② <u>時価算定の客觀性を確保するため、プライシングモデル（評価モデル）や時価評価結果について、市場部門等から独立した部門による検証を実施しているか。また、プライシングモデル等の妥當性について定期的に又は必要に応じて隨時、理論的又は実証的に検証し、見直しているか。</u></p> <p>(2) <u>補完的項目</u></p> <p>① <u>金融商品取引責任準備金及び一般貸倒引当金等は、適正に計算され業務に関する帳簿書類等と一致しているか。</u></p> <p>② <u>短期劣後債務又は長期劣後債務の算入に当たっては、金融庁長官が定めるところにより、適切に行っているか。</u></p> <p>③ <u>トレーディング勘定に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、その他有価証券にかかる評価損益について、正確に把握されているか。</u></p>
------	--

(新設)	<p>(3) <u>リスク相当額</u> <u>リスク相当額の算出に当たっては、金融庁長官が定めるところにより、適切に算出しているか。</u></p> <p>(4) <u>連結自己資本規制比率の算出及び把握</u> <u>特別金融商品取引業者の連結自己資本規制比率の管理部門において、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。</u></p> <p>(5) <u>連結自己資本規制比率等の報告</u> <u>特別金融商品取引業者の連結自己資本規制比率等が記載される特別金融商品取引業者の経営の健全性の状況を記載した書面を、四半期ごとに当局へ届け出ているか。</u></p> <p>14. 最終指定親会社の連結自己資本規制比率</p> <p>(1) <u>自己資本</u> ① <u>最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には基本的項目、補完的項目及び準補完的項目など、同告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要となる勘定科目が、連結財務諸表等と一致しているか。</u></p>
------	---

② 時価算定の客觀性を確保するため、プライシングモデル（評価モデル）や時価評価結果について、市場部門等から独立した部門による検証を実施しているか。また、プライシングモデル等の妥當性について定期的に又は必要に応じて隨時、理論的又は実証的に検証し、見直しているか。

(2) リスク相当額

リスク相当額の算出に当たっては、金融庁長官が定めるところにより、適切に算出しているか。

(3) 連結自己資本規制比率の算出及び把握

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の管理部門において、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額及びオペレーショナル・リスク相当額を、同告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。

(4) 連結自己資本規制比率等の報告

最終指定親会社の連結自己資本規制比率等が記載される最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面を、四半期ごとに当局へ届け出ているか。